(3)　登録設計審査等機関の登録は、地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査を行おうとする者の申請により行うこととし、設計審査に係る登録要件を設けることとした。（第四六条及び別表第四の二～別表第七関係）

(4)　登録設計審査等機関の義務等について、改正前の登録製造時等検査機関と同様とした。ただし、登録設計審査等機関は、厚生労働大臣が定める方法に従って設計審査又は製造時等検査を行わなければならないこととし、登録事項のうち名称等の変更の届出については、変更の日から二週間以内に、厚生労働大臣に届け出なければならないこととした。（第四七条～第五三条の二関係）

(三)　型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し

(1)　型式検定対象機械等として、労働安全衛生法第四二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であって、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあるものであり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるものを追加し、必要な規定を整備した。（別表第四及び別表第一四関係）

(2)　技能講習のうち車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習を車両系機械運転技能講習とし、当該講習に係る登録教習機関の登録要件等を定めることとした。（別表第一八～別表第二〇関係）

5　高年齢者の労働災害防止のための措置

(一)　事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第六二条の二第一項関係）

(二)　厚生労働大臣は、(一)の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することとし、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができることとした。（第六二条の二第二項及び第三項関係）

6　公示手段の適正化

登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しないこととした。（第一一二条の二関係）

二　作業環境測定法の一部改正関係

1　作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施

(一)　作業環境測定法は、適正な作業環境及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　「個人ばく露測定」とは、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいい、「指定作業場」とは、労働安全衛生法第六五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三号及び第四号関係）

(三)　事業者は、一の3の(一)の(2)の作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(四)　作業環境測定士及び作業環境測定機関は、一の3の(一)の(2)の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならないこととし、作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとした。（第四条関係）

(五)　作業環境測定士の登録の申請書に添付しなければならない書類は、厚生労働省令で定めることとした。（第九条第二項関係）

(六)　作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとした。（第五条及び第一五条関係）

2　公示手段の適正化

指定試験機関の指定をしたとき等における公示手段を官報に限定しないこととした。（第二二条第一項及び第三項、第二九条第二項、第三〇条第二項並びに第三一条第二項関係）

三　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

2　準備行為及び経過措置

この法律の施行に関し必要な準備行為及び経過措置を定めることとした。（附則第二条～第九条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（総務省）

1　製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備等において、以下二点の改正を行うこととした。（第九条及び第一一条関係）

(一)　総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備を設けなくてもよいこととした。

(二)　第四類の危険物を取り扱う設備において、総務省令で定める場合は、貯留設備に油分離装置を設けなくてもよいこととした。

2　一般取扱所の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができることとした。（第一九条関係）

3　消火設備の基準に関する見直し

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所及び危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置する消火設備の技術上の基準について、総務省令で、特例を定めることができることとした。（第二〇条関係）

4　給油取扱所における危険物の取扱いの基準に関する見直し

飛行場で航空機に給油する給油取扱所のうち総務省令で定めるものについては、給油の際に原動機を停止させなくてもよいこととした。（第二七条関係）

5　危険物の運搬における積載方法の基準に関する見直し

危険物が漏れ、あふれ、又は飛散するおそれが少なく、かつ、防火上支障がないものとして、総務省令で定める場合は、運搬容器に収納して積載しなくてもよいこととした。（第二九条関係）

6　指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直し

指定講習機関が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料を五、三〇〇円とした。（第四〇条関係）

7　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。